

平成23年7月12日(火)

市民参加の対象についての意見

市民参加の対象を規定するかについては、規定することが良いと考えます。

自治基本条例において、市民は、市が行う活動の全体をいう市政に、参加する権利を有しています。

しかしながら、市政のすべてに市民参加の手続きを行うことにより、明らかに非効率的である場合や市民に不利益が生じることが想定される場合は、市民参加の機会を確保しないことが出来るようにした方がよいと考えます。市民が有する市政に参加する権利は、市民が持つ他の権利を侵害しない範囲で行使できるものであると考えます。

こうした面から、市民参加についての具体的な規定をする条例においては、市政に参加する権利を優先する項目と、それに優先して行われるべき権利や状況考慮して市民参加の機会を確保しないが良い項目を考慮するべきと考えます。

市民参加の機会を確保したかを行政自らチェックし公表することを想定すると、市政に参加する権利を優先する項目を規定することが、事務処理上は必要となると考えます。規定されていないと、チェックする事項が際限なく広がり、実際上の行政によるチェックは出来ないと思われれます。また、規定することにより、行政は自らチェックする責務が生じるのではないのでしょうか。

一方で、二つの項目の隙間に当たる活動については、理念条例である自治基本条例に基づいて、市民の目による監視が必要であり、また、市民の目による監視をお願いすることのなると思います。

最後に、市民参加の機会が必要であるにも係わらず、緊急的処理により市民参加の機会を確保しなかった場合には、市民参加について補完する必要があります。例えば、機会を確保しなかった理由の公表、市民参加の機会を設けずに実施した内容の検証などがあります。検証に当たっては、市民意見の聴取が必要と考えます。

具体的な例として（適当かどうかは分かりませんが）、

- (1) 小学校に通り魔が進入し被害が出た。
- (2) 緊急に学校防犯計画（市任意の計画）を改定し、3日後から実施した。
（緊急のため市民参加の機会は確保されなかった。）
- (3) 機会が確保されなかった理由の公表
- (4) 市民意見を聴取しての改訂版学校防犯計画の検証
- (5) 見直しが必要という検証結果であれば、学校防犯計画の改定を行う
（改訂作業に当たっては、市民参加条例に基づく市民参加を実施）

以上のような流れが想定されると思います。

前回の会議受けまして、意見を書かせていただきました。
よろしくお願いいたします。



平成23年7月20日



市民参加条例（案）

第1条（目的）

本条例は、茅ヶ崎市自治基本条例（以下「自治基本条例」という）第16条の規定に基づき、条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改廃、実施若しくは評価の過程に民意を反映させるために市民の参加に必要な手続その他の必要な事項を定め、以て市民参加による街づくりを推進することを目的とする。

第2条（定義）

本条例において以下の用語の定義は「自治基本条例」第3条若しくは第16条の規定に基づくものとする。

- （ア）市民
- （イ）市
- （ウ）市政
- （エ）市長等
- （オ）市民参加

第3条（基本理念）

市民参加は市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的活動を通じて主体的且つ積極的に市政に参加し、市民と市とが協働して自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念とする。

第4条（基本原則）

- （1）茅ヶ崎市における市政は「自治基本条例」第4条の規定に基づき主権を有する市民の意思と責任に基づき推進されなければならない。
- （2）市民と市は相互信頼の醸成に努めなければならない。
- （3）市は市民に分かりやすい説明を行い、市民の意見を尊重し、公正且つ開かれた市政運営を行わなければならない。

第5条（市長及び職員の責務）

市長は「自治基本条例」第10条、同条第2項並びに第3項及び第4項に基づき市長の責務を、又職員は第11条並びに同条第2項及び第3項に基づき職員の責務をそれぞれ遵守しなければならない。

第6条（市民の責務）

市民は「自治基本条例」第6条並びに同条第2項に基づく市民の責務及び第7条に基づく事業者の責務を自覚し、誠意をもって市政に参加しなければならない。

第7条（市民参加に関する市政運営）

- （1）市は「自治基本条例」第12条規定の基本原則に基づき市政運営を行わなければならない。
- （2）市は「自治基本条例」第13条並びに同条第2項に基づき説明責任を果たさなければならない。
- （3）市は「自治基本条例」第14条に基づき、市政に関する市民との情報共有を図るための必要な措置を講じなければならない。

- (4) 市は「自治基本条例」第16条並びに同条第2、第3項及び第4項に基づき、市民参加の促進を図らなければならない。
- (5) 市はパブリックコメント、意見交換会、その他の市民参加の手続きにより集められた市民の意見に対する検討結果について、市民に分かりやすく公表しなければならない。
- (6) 市民は前項により公表された検討結果について疑義ある場合、市に対して検討経緯に関する資料の提出と疑義に対する説明を求めることができる。市は市民の疑義に対する説明を速やかに公表しなければならない。
- (7) 市は「自治基本条例」第19条並びに同条第2項及び第3項に基づく財政運営を行わなければならない。
- (8) 市は近隣の市・町に比して同等レベル以上の質の市民サービスの提供を目指さなければならない。
- (9) 本条第7項規定の財政運営及び前項規定に基づく市民サービスを実現するため、市は行政改革を積極的に推進しなければならない。
- (10) 市は本条例第8条に基づき市民参加の推進を目的とした専門委員会「以下「市民参加促進委員会」と称す）の設立を積極的に推進しなければならない。

第8条 (市民参加推進委員会)

- (1) 市は市民参加の促進を目的として、公募により選出された市民並びに学識経験者及び市職員で構成する専門委員会（以下「市民参加促進委員会」と称す）を市とは独立した機関として設置する。
- (2) 「市民参加促進委員会」は15人以上の委員で構成され、公募により選出される市民の委員は委員総数の過半数以上とする。

- (3) 委員の選考は別に設置する選考委員会で決定する。選考委員会は中立的な立場で委員を選考しなければならない。
- (4) 「市民参加促進委員会」の委員長の選考は委員の互選とする。
- (5) 委員会の決議を必要とする事案については会議に出席した委員の過半数の賛成を以て決議することとする。
- (6) 委員の任期は2年とする。
- (7) 委員は自己並びに特定の組織及び団体の利益のためではなく広く市民全体の利益のために誠意をもって活動しなければならない。これに反する活動を行ったと認められる委員については、会議に出席した委員の3分の2以上の賛成により当該委員を解職することができる。
- (8) 「市民参加促進委員会」は「市民参加対象業務」の計画、実施、評価におけるすべての過程に参加する。

第9条（市民参加の対象）

- (1) 市民参加の対象は「自治基本条例」第3条並びに第5条第2項及び第16条に基づき市政全般とする。
- (2) 前項にも拘わらず市民参加により行政の滞り等市民サービスに支障をきたす事態が容易に予見できる事案について、市は市民参加の手続きを行わないことができる。市は市民参加の手続きを行わない理由を公表しなければならない。
- (3) 前項の規定は「自治基本条例」第16条に定める条例の制定、改廃、運用若しくは評価又は政策の策定、改善、実施若しくは評価（以下「市民参加対象業務」と称す）の過程における市民参加の権利を妨げるもので

はない。

第10条 （市民参加の時期）

- (1) 市民は前条に規定された「市民参加対象業務」の計画・立案から議会提出案の策定までのすべての過程に参加することができる。
- (2) 市民は「市民参加対象業務」の実施・運用等については第三セクター並びに市からの業務委託及びNPO等の市民活動による協働等の方法で参加することができる。但し、市が市民に上述以外の方法で参加を求める場合はこの限りではない。
- (3) 市民は「市民参加対象業務」の評価についてすべての過程で参加することができる。

第11条 （市民参加の方法）

- (1) 市民は以下の方法により市政に参加することができる。市は以下の方法により集めた市民の意見を尊重し、積極的に市民参加の促進を図らなければならない。
 - (ア) アンケート
 - (イ) ヒアリング
 - (ウ) 市政モニター
 - (エ) パブリックコメント
 - (オ) 作文・イラスト募集
 - (カ) シンポジウム・フォーラム
 - (キ) 公聴会・説明会
 - (ク) 審議会・策定委員会

- (ケ) ワークショップ
 - (コ) 市民討議会
 - (サ) 協働推進事業のアイデア募集
- (2) 選挙権を有する市民は現行法並びに現行制度に基づき以下の方法で市政に参加することができる。
- (ア) 議会への請願
 - (イ) 他市・町・村との合併及び合併の解消
 - (ウ) 地方自治法第74条に基づく条例の制定・改廃の請求
 - (エ) 地方自治法第75条に基づく事務の監査請求
 - (オ) 地方自治法242条に基づく住民監査請求
 - (カ) 地方自治法242条第2項に基づく住民訴訟
- (3) 選挙権を有する市民は本条例第8条に基づき設立される「市民参加推進委員会」を介して市営に参加することができる。
- (4) 選挙権有する市民は以下の現行法に基づく住民投票により市政に参加することができる。
- (ア) 地方自治法第76条に基づく議会の解散請求
 - (イ) 地方自治法第80条に基づく議員の解職請求
 - (ウ) 地方自治法第81条に基づく市長の解職請求
 - (エ) 地方自治法第86条に基づく副市長、選挙管理委員、監査委員
並びに公安委員会の委員
- (5) 選挙権を有する市民は前項の住民投票の他、本条例第13条に基づく住民投票により市政に参加することができる。

第12条 (情報提供)

- (1) 市は「自治基本条例」第14条第1項並びに第2項、第3項及び第4項に基づき市民との情報共有を促進するための必要な措置を速やかに講じなければならない。
- (2) 市は公開が行政の執行に著しい妨げとなることにより市民への行政サービスに著しい滞りが生じることが容易に予見できる情報については、公開しないことができる。但し、この場合市はその理由を公表しなければならない。

第13条 (住民投票)

選挙権を有する市民は現行法で認められている条例の制定・改廃、事務の監査請求、議会の解散請求、議員の解職請求、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職請求並びに他市との合併・合併の解消に関する住民投票の他、有権者の50分の1以上の署名を集めて以下の事案につき住民投票を市に要求することができる。市は選挙権のある市民の住民投票の要求に対し、遅滞なく必要な手続きを取らなければならない。

- (ア) 大規模な投資を必要とする公共施設の建設
- (イ) 著しく将来負担の増大を招く恐れのある大型市債発行
- (ウ) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす政策

茅ヶ崎市行政活動への市民参加条例の骨子(WS参加●●案1)

市民参加条例

条例で定めるべき市民参加の具体的な仕組みの分類
(A) 行政活動に市民が参加できる仕組み
(B) 行政活動に市民が自発的に政策等を提案できる仕組み
(C) 行政活動への市民意見反映が見届けられる仕組み

章	条	名称	分類	条文として規定する事項
1	1	基本的事項 目的		別紙
	2	定義		<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民(市民の定義に、市民の集団NPOやNPO法人を含めるべし) 市の機関 市民参加(市民参画) 市の施策の企画立案(P), 実施(D), 評価(C), 改善(A)の各過程に市民が主体的にかかわり、行動すること (P=PLAN D=DO C=CHECK A=ACTION) 協働 ■ 新しい公共下での市政活動の範囲あるいは領域
	3	基本原則	A	<ul style="list-style-type: none"> 平等な参加(意見を述べる、提案する)機会が保障されること 市民と行政の役割の理解と尊重(パートナーシップ) 市民と市の情報共有の徹底 多様な価値観の公平性の確保 政策形成等のできるだけは早い時期からの市民参加の保障 ■ 市民が述べた意見等の検討、反映結果が明らかにされること
	4	市民の役割と責務	A	<ul style="list-style-type: none"> 市政への関心を高め、自主的・自発的に市民参加する 自らの発言と行動に責任を持って市民参加する ■ 市民は個人の利益を図るよりも全体の公共的利益を考慮する
	5	行政の役割と責務	A	<ul style="list-style-type: none"> 市民に情報を提供し、市民参加の機会を積極的に設ける 市民に対し市民参加の結果を含めた説明責任を果す 市民の意向(ニーズ)を的確に把握し市の施策に反映する
	6	議会の役割と責務	A	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民との協働による政策提案を積極的に進める 議会活動への市民参加を促進し市民に開かれた議会を運営する
	7	制度の改善	A~C	随時の見直し
2	8	市民参加の方法と仕組み 市民参加の対象	A	<ul style="list-style-type: none"> (1)基本計画・基本構想 (2)基本方針的条例制定 (3)重要施設の建設・計画 (4)重要条例の制定改廃 (5)市民に課す義務・権利の変更 (6)市民生活への重大影響事案 (7)以上の外市が適当と認める方法 (8)対象外事項の対象事項可の扱い
	9	市民参加の時期	B	<ul style="list-style-type: none"> 適切な時期に1つ以上の方法の併用で実施 複数手続きによる実施の規定
	10	市民参加の方法	A	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民政策提案手続き ⇒ 市民提案を求める基本事項の公表 18歳以上10人の連名で提案応募 提案に対する対応と結果の公表 パブリック・コメント 市民意見交換会 ワークショップ・市民討議会 審議会等 ★ ■ 以上の外市民が適当と認める以下の方法(新しい公共を意識した項目) ①公共を担うNPOの活動への参加 ②公共を担う他のセクターとの協働事業への参加 ③地域において公共を担う地域活動への参加 ④公共を担うセクターへの事業資金の寄付や市民ファンドへの出資
	11	市民参加の実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 適切な時期に1つ以上の方法で実施 複数手続きによる実施の規定 市民以外の専門家意見の収集(必要時) 法令等の規定があればその方法

- 12 市民提出意見の取扱い C 提出意見の検討の責任と施策への反映
 ■ 提出意見検討過程と検討結果の公表
 ■ 公表すべき事項と内容
 ■ 公表する手段と報道メディアの活用
 ■ パブコメ行政回答に対する不満事例の処理方法(クレーム処理法)
- 13 市民政策提案手続き B ■ 市民提案を求める基本事項の公表
 ■ 18歳以上10人の連名で提案応募
- 14 NPOが担う公共の手続き A ■ 公共事業民営化制度を市民参加制度として創設する
 (市民参加WSのCグループ第6回討論がヒント)
- 15 ワークショップ手続き B
- 16 パブリック・コメント手続き A
- 17 市民説明会手続き A
- 18 審議会等手続き A 審議会等の会議の公開性
 ■ 委員会等委員選考会の公開性
- 19 市民電子会議手続き A ■ 情報ネット時代に即した市民参加の方法の採用を実現させる
- 20 市民参加手続き以外の方法での市民参加の推進
 ■ 市民意見の積極的な把握と経年変化の分析・公表
 ■ 市民が自発的に提出した意見の取扱(第12条に準ずる)
- 3 市民参加推進の仕組みや体制
- 21 市民登録制度 B ■ 自主的登録市民に市民参加情報を提供し、市民参加を促進する制度の創設
- 22 市民参加推進市民会議 A~C
 (1) ■ 市民参加推進に関する意見具申(パブコメ回答不服申立て事案審議を含む機能を持たせる)
 *(2) ■ 市民参加の新方法の調査研究(市立シンクタンクを設立し研究する)
 (3) その他必要事項の実施(市民参加の市民意見の聴取と対策)
 (4) 学識経験者・公募市民・市長が認める者
 (5) ■ 構成員選考への市民参加
- 23 実施状況、実施予定の公表 C
- 24 公聴 A~C
- 25 条例の見直し A~C
- 26 委任

備考 → ■ 青印は、新しい公共下の市民参加制度のあり方を考えた条文事項を示す

市民自治推進課長 山田 憲 様

2011.07.22

参考： ワークショップ Cグループ担当 岸田 様

市民参加条例 ワークショップ Cグループ ●● ●●

お世話様です。

市民参加条例検討の今後の進め方、庁内検討組織(協働推進主管課調整会議)の問題点などについて、下記のとおり意見を提出致しますのでよろしくお願い致します。

記

前回(第11回)のワークショップ(W/S)の状況から判断して、あのままのやり方では、時間がいくらあってもまとまらないと思います。条例骨子案の策定、意見交換会のあり方、庁議でのオーソライズなどを考えながら、今後の進め方について次のとおり提案致します。

I. 骨子案の検討組織に W/S メンバー(希望者)が参加できることを明確にする。(山田課長も表明)

W/S では骨子案検討の素材抽出にとどめることにして、期限を切って行う。

その後は骨子案検討組織で、W/S 報告内容と市民アンケート結果に基づき骨子案の検討に進む。

1. W/S の性格上、条例内容についての合意形成を計るような仕事は、進めにくい状況です。そのため W/S では、その性格にふさわしい仕事に限定して進めることにして、条例骨子案の策定は新しい検討組織を立ち上げて進めるよう提案いたします。

2. W/S での主要な仕事は、参加した市民が出し合った意見の整理にとどめることにして、それをできるだけ市民アンケートのスケジュールに合わせて進めるようにする。

(市民アンケートは 7/15～8/15 まで実施、その後集約することになるので、少なくとも 9 月上旬までは時間がかかると考えられます。それまでの間に数回のワークショップを追加開催して、基本的にそこまで W/S スタイルの会合は終わりにする。)

3. その間にやるべき事項を次の事項に限るようにする。

① これまで出された「市民参加」の進め方の問題点の整理。

② これまでに出された市民参加条例に盛り込むべき重要な事項(今後提案の事項も含む)の整理。

③ 「市民参加」に関して、市民と行政との間、また市民と市民の間で見解が大きく異なる事項を抽出して、条例化に向けての議論を深められるようにする。(例えば協働・情報共有など)

II. 骨子案の検討を行う組織について市から提案し、W/S メンバーで話し合う。

…●●案…

1. 会議の名称…市民参加条例検討委員会、または市民参加条例策定委員会

2. メンバー構成…W/S メンバーの希望者

庁議に提案するにふさわしい職員を含むこと

学識など中立的に進められる立場の人

3. 責任体制と会議のあり方…要検討
4. 事務局、ファシリテータの確認

Ⅲ. 意見交換会の考え方、庁議との関係

1. 意見交換を実施する主体…要確認
2. 意見交換会の対象者…要確認
3. 庁議との関係…要確認

Ⅳ. 現在のスケジュール表での「意見交換会」の問題点

- ・意見交換会の一方の当事者として想定されている「協働推進主管課調整会議」は、その要綱によると「市民活動推進条例の協働及び市民参加推進のための基本方針に基づく市民参加の推進を図るための会議」と位置づけられています。
これは自治基本条例制定以前の認識に基づく会議であり、自治基本条例の制定を受けて策定する市民参加条例の検討組織としてふさわしくないと思います。
特にここで言う「協働」についての基本的な考え方が、自治基本条例に則したものになっていないことを市長も認めていますので、その意味でも市民参加条例の策定を検討する会議としてふさわしい組織と言えないと考えます。
- ・自治基本条例に基づく市民参加条例の検討組織とするならば、改めて新しい要綱に基づきそれにふさわしい位置づけの会議を構成すべきではないでしょうか。
- ・現在の市のスケジュールで想定されている「意見交換会」は、自治基本条例の概要と素案策定の時の市民検討委員会との意見交換会と同様のものと見受けられます。もしそのようなものであるならば、自治基本条例の時と同じように W/S 参加の市民の意見は「聞き置く」程度のこととなってしまう、基本条例に定める「自治の基本理念」にもとるものになることを懸念するものです。

以上

市民参加条例への提案

この提案は、市民参加条例に盛り込んでほしい内容の一部をまとめたものである。

●次のような市民参加を実現したい。

①行政が行う政策形成過程への市民参加

→行政の政策形成の過程に市民誰でも参加でき、意見が言え、実施しようとする政策に対し改善の提案等ができる仕組みをつくる。

②市民が希望する事業等を提案できる仕組みをつくる。

→従来の行政の政策形成の過程への市民参加だけでなく、市民が希望する、また考える事業を提案し、事業化できるようにする。行政のつくった目次では「政策提案制度」が、その他になっているが、そんな軽いものでないので、その他ではなく、項目をたてること。

③行政が執行した事業等を市民等が評価し、よりよい方向を提案する。

→行政が執行した事業等を市民が参加できる評価委員会をつくり評価する。事業等の新しい方向性をだす。

●行政の責務

①行政は、広報ちがさきやホームページ、資料等で市民にしっかり情報提供をする。

(現状は、分かりやすい情報提供になっていない。とくに、広報ちがさきは、の改善が必要。HPは生原稿が多い。要約も必要である)

②行政は、政策過程だけでなく、執行、評価にも市民の参加を図っていく。

③市民からの意見や提案等は、事業等にすべて取り入れることができない。しかし、行政は市民からの意見や提案等が、どのようにいかされ、いかされなかったかを明確化につとめる。

④行政は「いつ、何について、どのような市民参加が行われるか」「行われたか」をHPで公表する。

⑤行政は、審議会等の委員選考基準を明確にし、公表にすること。

●市民討議会

- ・市民討議会への参加者に日当を支払うのは、やめるべきだ。
- ・市民討議会を継続するのであれば、青年会議所は実行委員会からはずしてよい。

●広報ちがさきに市民編集会議を設置を望む。

●各年度の事業、予算に市民参加制度をつくる。

2011年7月26日

市民自治推進課課長 山田 憲 様

WSのみなさん



市民参加条例ワークショップについて（意見）

第12回市民参加条例ワークショップが開かれる7月31日は、地元で夏祭りが行われ実行委員であるため残念ながら出席できませんので、今後のすすめ方について文書で意見を提出します。以下の点についてWSでも諮っていただき、市民参加条例策定にふさわしい充実したWSとなるよう期待するものです。

1. WSを延長する

- (1) 各グループによってバラツキはありますが、これまでの意見交換は市政における市民参加の現状・問題点に関するものが多く、そこから課題を整理し、明確にし、それを実現する内容をどうするかについては全体としてはこれからだと考えます。
- (2) 市民参加条例にとってもっとも基本となる「市民参加とは何か」やもともととなる自治基本条例との関係などについての論議がはじまったばかりです。
- (3) 自治基本条例にもとづいて市民参加条例を策定するためのWSの位置づけ、進め方について、市民メンバーと行政との間にしばしば齟齬（この背景に市民・行政間の不信）があったり、問題の整理・会議運営の不慣れ等により本題の論議を効率的に行うことができなかったなどの問題がありました。
- (4) 市民参加条例策定がWSに参加した市民との納得を得て行われるために、以上の状況を考慮してWSを延長することを提案します。延長するにあたっては、残された課題を整理し論議の進め方を十分検討しスケジュールを調整することが必要だと考えます。

2. 「たたき台」の作成について

- (1) 「たたき台」は、WSにおける意見をすべて反映させる（異なった意見も併記）ことを前提に事務局が作成し、「WSへ提示・意見交換・修正」を複数回繰り返しWSでの合意形成（行政・市民）をめざす
 - (2) 今後、WSには「協働推進主管課調整会議」委員が参加しWSの構成員として市民委員と同じテーブルで意見交換することを原則とする
- 以上2点を提案します。

3. 信頼関係の醸成について

これまでの経過をみると、市民と行政との間の信頼関係の欠如が原因して、率直な意見交換を阻害し時間を費やした面があったと思います。これを克服するには事案の性格上まず行政が市民を信頼し自治基本条例の理念に則って市民に開かれた姿勢を確立すること、また、市民委員も極力建設的な論議を心がけるなど双方が信頼関係醸成のために意識的に努力することが求められていると考えます。

以上

市民参加条例の施行期満。オ10回議事録についての意見と事実

出席者 ●●●●

「1」送達した書面等を概要として読むと、事実として、この条例案は市民基本条例「平成22年4月^{実行}施行」の条例の。国に代えては、日本国憲法があり、これを国民のため、正しく実行するための法律^{法の}「第94条の市の市民基本条例」があり、また、これを、詳細に実行するために「国民の自治を^{国の}制定された政令と省令」に該当するものと判断されます。

「2」平成23年7月1日付の中村可転委員名で、西乙希地た書面の送った書面の「本条例において以下の用語の定義は、自治基本条例の3条若しくは16条の定義に基きくものとします。」等の案から判断されます。

「2」この事実により、法律を制定したときの、政令「国語法」と省令「国語了解」に該当すると判断されます。

「3」国・神奈川県、奈良市の公務員制度の移行から、市民会が制定された。「自治基本条例・平成22年4月が実行」の運用等に案する「案」と認識できます。

事実として、この^{自治}基本条例の実行について、市民の自治への実行が各令^{自治}への報告会「市民も参加、も関係あり。自治基本条例23条等の実行が実行されています。この「自治基本条例」が正しく市民の自治で実行されれば、この「自治^{自治}参加条例案」は、いさなとなります。

「4」このため、奈良市の監査委員の三浦と自治推進の「市民の自治への市民代表の推進」が東日本大震災時にある奈良市の市民的計算と運用に周知するためにもと理解と認識がなされます。

(特注) 7月31日の全体会議への。出席者等への西乙希地た書面の。平成23年7月2日。提出 ●●●●